

早めの準備で安心・確実 市民税・県民税の申告相談を、 2月4日から3月16日まで実施します

本年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税(※)や後期高齢者保険料、所得証明書などの資料となる大変重要な手続きです。2月4日以降、地域別に申告相談を順次受け付けますので、お早めの準備をお願いします。

市税納付は口座振り替えが便利ですので、ご利用ください。※申告がないと国保税の軽減が受けられないことがあります。

■申告の必要な方

次の方が対象になりますが、収入のなかった方も、申告書に添付されている用紙に、収入のなかった理由を記入してご提出ください。なお、税務署に所得税の確定申告書を提出する方や、本市に給与支払報告書を提出した方は、申告は不要です。・農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方
・譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方

・給与所得以外に公的年金(国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得があった方
・給与または公的年金等を2ヵ所以上から受け取っている方
・給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方
・国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方

■受付窓口が、所得の種類により分かります
相談時の待ち時間を緩和するため、所得の種類により、受付窓口を①給与・年金のみの所得の方と、②給与・年金以外に所得のある方の2つに分けます。

■申告相談に必要な物

次の①～⑤を準備して、会場にお越しください。なお、農業所得や事業所得、不動産所得の計算書が必要な方は、各地区公民館の窓口または市役所税務課窓口に備え付けていますので、お声掛けください。

①所得の状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの(計算資料など)
②配偶者・扶養親族などの収入額が分かるもの

③医療費などの領収書
④生命保険料や地震保険料などの控除証明書
⑤印鑑(シヤチハタ印は不可)
■申告相談を行う皆さまへ
相談に際しては、次の点について、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。
①午前中に受け付けを済ませた方でも、受付人数によっては午後からの相談となる場合があります。

②3月12日(木)・13日(金)・16日(月)は大変込み合いますので、なるべく指定した日での申告にご協力ください。
③地区公民館での申告日(2月4日(水)～2月18日(水))は、担当職員が全員会場に移動しますので、市役所での申告は受け付けできません。
④3月3日(火)・3月6日(金)のみ夜間受け付けを行います。受付時間は18時30分～19時です。

申告相談日程表

●受付時間 7:30～17:00
※各公民館の受け付け終了時間は15:30です。

相談日	自治会名		場 所
	午 前(9:00～11:00)	午 後(13:00～17:00)	
2月 4日(水)	上戸沢、下戸沢、赤井畑、冷清水	大熊、東、塩倉、中北、猿鼻	小原公民館
2月 5日(木)	新町、赤坂、湯元、明戸、小久保平	※受け付けできません。	越河公民館
2月 6日(金)	越河1区・2区・3区	越河4区・5区・6区	越河公民館
2月 9日(月)	越河7区・8区	越河9区・10区	越河公民館
2月10日(火)	齋川1区・2区・3区	齋川4-1区・4-2区・5区・6区	齋川公民館
2月12日(木)	齋川7-1区・7-2区・8区	※受け付けできません。	齋川公民館
2月13日(金)	白川1区・7区	白川2区・4区	白川公民館
2月16日(月)	白川3区・5区・6区	※受け付けできません。	白川公民館
2月17日(火)	大鷹沢1区・2区	大鷹沢3区・4区・6区	大鷹沢公民館
2月18日(水)	大鷹沢5区・7区・8区、田中	大鷹沢9区・10区・11区・12区	大鷹沢公民館
2月19日(木)	※午前・午後とも、受け付けできません。		大鷹沢公民館
2月20日(金)	大平2区・3-1区	大平1区・8区、城南の丘	市庁舎4階 大会議室 ※市庁舎正面駐車場の混雑が予想されますので、城下広場駐車場をご利用ください。
2月23日(月)	大平3-2区・7区	大平4区・5区・6区	
2月24日(火)	西区上、西区下	南区、東区	
2月25日(水)	北区、三住	上原、下原、山ノ下	
2月26日(木)	沖	鎌先、弥治郎、大網	
2月27日(金)	八宮、芹沢、蔵王	山根、不忘、川原子	
3月 2日(月)	滝上、尾篋、岩ノ上	滝下	
3月 3日(火)	本町、中町、長町、亘理町	南町	
3月 4日(水)	田町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡	
3月 5日(木)	西益岡、寿町、清水小路	柳町	
3月 6日(金)	本郷第1	旭町	
3月 9日(月)	本郷第2、本郷第4、郡山	本郷第3	
3月10日(火)	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉	
3月11日(水)	緑が丘	寿山	
3月12日(木)			
3月13日(金)	上記日程で申告できなかった方		
3月16日(月)			

時30分です。なお、酪農や肉用牛の申告を行う方は、相談に時間がかかりますので、ご連絡ください。

⑤2月5日(木)・12日(木)・16日(月)の午後と、19日(木)の全日は、機材などの移動や申告システムの保守点検などのため受け付けができません。

■所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成20年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。

源泉徴収や予定納税で納め過ぎになっている方や、給与所得の方で雑損控除や医療費控除を受けられる方、また、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告を行わないと、納め過ぎた税金が還付されません。還付申告を行う方は、1月5日以降、税務署で申告を受け付けていますので、お早めに申告をしてください。

※申告の際は、印鑑(シヤチハタ以外のもの)と預金通帳(郵便貯金通帳も可)を必ず持参してください。

■e-Taxをご利用ください
所得税の確定申告は、国税庁のホームページを利用して申告を行うe-Tax(電子申告)を利用すると、大変便利でお得

です。本人の電子署名と電子証明書を付して、平成20年分の所得税の確定申告を期限内に行った場合、その所得税額を限度として最高5千円の税額控除を受けることができます(平成19年分の確定申告で、本控除の適用を受けた方を除きます)。
また、通常の申告では医療費の領収書などの提出が必要になります。書類の記載内容を入力することで、提出不要(3年間保存が必要)となります。さらに、還付申告についても早期処理が可能となり、3週間程度に短縮されます。e-Taxの詳細は、大河原税務署個人課税部門(☎0224-152-2202)までお問い合わせください。
●国税庁ホームページURL
http://www.nta.go.jp
■自書申告を行う皆さまへ
所得税の確定申告は、申告納税制度の趣旨から、確定申告書の「自書申告」を推進しています。希望される方は、1月末から税務課窓口で申告書を用意していますので、ご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して簡単に申告書の作成ができるほか、作成したデータは、e-Tax送信用データとして利用することができます。

■所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった皆さまへ
税源移譲で所得税が減額になったことで、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末まで入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告を行うと翌年度の住民税(所得割)から控除できます。
給与所得者については、平成20年分の給与所得源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、「住民税の住宅ローン控除」の対象となります。
住民税の住宅ローン控除額とは、①住宅ローン控除可能額と②税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額の、いずれか少ない金額から所得税の住宅ローン控除額を差し引いた金額です。平成20年度分から平成28年度分の、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年「市町村民税道府県住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することが必要となります。今回の申告期限は3月16日(月)です。平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成21年1月1日現在お住

まいの市町村へ、期限までに申告書を提出してください。
なお、平成19年以降に入居した場合は、「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。所得税において別途、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。「従来方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制になっています。詳しくはお問い合わせください。
●住宅借入金等特別税額控除申告書の提出先
次の2通りになります。なお、本市で所得税の確定申告を受け付けた場合は、市が確定申告書と共に税務署へ提出します。
①所得税の確定申告を行わない方は、源泉徴収票を添付して市町村へ提出。
②所得税の確定申告を行う方は、所得税の申告書とともに税務署へ提出。
■来年以降、住民税の寄付金控除が拡充されます
従来の住民税の寄付金控除が改組され、所得控除方式から税額控除方式へ変更されるなど、控除を受けやすくなります。寄付金控除の概要は下表の通りで、表中のI・IIを合わせて総所得金額の30%が限度額になります。所得税の寄付金控除は、従来と変更ありません。平成21

(お問い合わせ先)
税務課(市庁舎1階)
☎22-1313

※固定資産税関連の申告については、18～19ページをご覧ください。

■新しい寄付金控除の概要

区分	対象寄付先	控除額
I 一般の寄付金	・住所地の都道府県共同募金会 ・日本赤十字支部 ・都道府県または市区町村が条例で指定した事業所	県民税：(寄付金-5,000円)×4% 市民税：(寄付金-5,000円)×6%
	地方公共団体(都道府県、市区町村)	①(寄付金-5,000円)×10% ②(寄付金-5,000円)×(90%-0~40%) [寄付者に適用される所得税の税率]
II ふるさと納税制度		①+②=住民税所得割からの控除額 ※②の額については、個人住民税所得割の1割を限度